主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人叶幸夫の上告趣意は事実誤認の主張であり、被告人本人の上告趣意のうち 憲法三六条違反をいう点は、記録を検討しても捜査官が被告人の取調べに当たり所 論のような暴行を加えた証跡はなんら見当たらないから、所論は前提を欠き、その 余は事実誤認の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和六一年四月九日

最高裁判所第一小法廷

夫		恒	内	大	裁判長裁判官
孝		正		谷	裁判官
郎	次	禮	田	角	裁判官
郎		益	島	高	裁判官